

〈研究ノート〉

児童虐待防止活動の入り口

川 畑 隆

ある体験から

失敗した講演

民生委員・児童委員、教師や保育士、市町村児童相談担当者ほかを対象とした児童虐待防止に関する研修会の講師を私が担当することになり、それに向けて研修会の参加予定者から質問事項が20項目ほど寄せられた。同様の内容のものもあったが、それらを見た私は、これらの1つひとつに丁寧に答えることが参加者のニードに応えることだろうと思った。そして、すでに作っていたレジュメを破棄し、質問ごとに回答のキーになる項目を記入して新しいレジュメを作った。

研修会当日、与えられた講演時間は90分だったが、「1つめはこういうご質問ですが、こんなふうに考えてはどうでしょうか」と、6つほどの質問に答えた時点ですでに60分が経過しようとしていた。焦った。残りの質問へはかいづまんで回答したが、聴き手の参加者に丁寧さをもって届いたとは言えず、うまくいかなかつた。結局、質問に答えるという形をとることに私は主導権をとられてしまったのだ。質問者が聴きたいことは質問内容をとおして事前にわかっているのだから、べつにそんな形はとらずにそれらへの回答を含めて内容を構成し、通常の講演風に話していれば事は足りたのだ。

“間”にいる私

そんなふうに“転んだ”のだが、タダで起きたくはない。「私はなぜそんなに聴き手のニードを大切にしたいのだろうか」と考えてみた。

私は児童相談所で28年間働いたが、7年前から大学の臨床心理学の教員で、現在は児童福祉の実務家ではない。実務家経験をもとにして「児童福祉や教育分野他の対人援助」を専門にはしていても、児童虐待にとくに焦点化して研究しているわけでもない。しかし、児童虐待を冠にした研修会で講師をつとめるからには、もちろん児童虐待防止について素人でもない。

私は“間(あいだ)”にいるのだ。実務家と市民の間、国や研究者と実務家の間、国や研究者と市民の間…。これは虐待に関してだけではない。このまえも、障害のある子どもの親御さんたちに対して「障害のある子のきょうだい」について話す機会があった。私はそのテーマについても研究をしているわけではないし、障害のある子どもの親でもない。ここでも私は専門家と当事者の間にいるわけだ。その「“間”にいる」ことを、自分は活かすべきなんだと再確認したような気がするのだ。そのことについてはこれまで漠然と受けとめていたのだと思うし、そのために聴き手のニードにそって、私自身が思っていることをわかりやすく相手に伝えることを信条にしてきたつもりだ。しかし、いま「再確認した」という気になったのは、私のアイデンティティが少し揺らいでいたからだろうと思う。

“間”にいる私がしたいことは「繋ぐ・埋める・噛み碎く」ことだ。一般的なイメージとして、国や研究者は行政的で学問的な論理を組み立て、市民は日常の具体的な感覚や常識でのごとを考え、その両者の間に立つ実務家は両者の間にたって事態がうまく動くように調整しながら業務を進めている。私はこの実務家としても“間”に立つ仕事をしてきたのだが、今は“間”を他のもう少し細かいところにも見つけ出し、その少しでもの潤滑油になれないかと思っている。国や研究者、実務家の述べることが市民にはわかりにくく、市民や実務家の感覚が国や研究者には伝わっていない部分があるかもしれない。それらの細部を少しでも自分なりにつかみ

たいし、それ以上でも以下でもないところで把握したいのだ。そしてそれについて述べたり書いたりすることによって、それぞれの“繋がり”を少しでも促すことができたらいい。

通告と協議

虐待かどうか

先に述べた研修会に向けた質問で多かったものの1つは、「ネグレクトや身体的虐待と認定する基準はどこらへんか」というものだった。児童虐待の防止等に関する法律では「子どもの側からみて虐待であれば虐待である」となっているが、親から頭をこづかれた中学生が「虐待！虐待！」と騒いでもそれだけでは虐待にはならない。子どもの被害の状況や言い分だけでなく、保護者や周囲からの情報の聞き取りを行なって、実務家が児童福祉的視点から虐待かどうかを判断するわけだ。そしてその実務家の判断は、子どもに「要保護性」があるかどうかに因る。私は要保護児童を「子どもの健全育成に関して家庭養育だけに任せておけない状況にある子ども」と意訳しているが、たとえ親から子への暴力があったとしても要保護児童でなければ虐待と認定しないこともあり得るだろう。実際、私が児童相談所に勤めていた頃、親から殴られて身体の一部が腫れたと病院を受診した男児について、診察した医師から通告を受けたことがある。男児は殴られても仕方がないほど悪いことをしたのだから納得していると言い、家庭調査によっても親の養育力は低くなく、その事象以降、体罰が反復される可能性は低いことから、虐待相談としては受理しなかった。また逆に、行為自体は弱くても要保護児童であれば虐待の範疇に入れて関わることもあるだろうと思う。こう言うと、同じ行為でも虐待と認めたり認めなかつたりでは不公平ではないかという声も聞こえてきそうだが、児童福祉は行為だけを抜き出して罰するような警察機能を負っているのではなく、子どもが健全に育成されるという権利を守ることが使命なので、それでいいの

ではないだろうか。虐待の認定も虐待とラベリングしたいからではなく、その認定によって法律に乗せ援助を開始していくためだ。もちろん、無理に虐待と認定しなくても要保護児童として援助できればそれでいいだろう。

さて、通告に関して言えば、通告する側は上記の「虐待かどうか」の判断をする必要はない。法的に「虐待の疑い」のレベルで通告してよいとなっているからだ。たとえ通告したものが結果的に虐待でなくても、通告者の秘密は守られるわけなので(守られる限り)名誉毀損等を問われることはない。だから、「どこからがネグレクトか」等と通告する側が迷う必要はないわけだ。また上記の研修会に向けた質問には、「保護者がどうしても虐待だとは認めないが、どうしたらいいか」という学校や保育所からのものも複数あったが、通告者が虐待を確定する必要はないわけだから、保護者に虐待を認めさせる必要はない。何でもかんでも通告するような「密告社会」はいけないが、対象となる家庭に対して少なくとも虐待の要素を疑った人が通告に至るのだと思うので、子どもの置かれた状況が少しでも改善するかもしれない端緒を作るという点で、曖昧なままでも通告してもらえばいいのではないだろうか。ただ、「行きすぎたネグレクト視」「ホントに叩いてはいけないのか？」その他さまざまに、虐待やその防止活動については検討しなければならないことは多々あるよう思うが…。

通告による被害に触れておく。通告を受けて家庭訪問したところ虐待ではないことが判明したのだが、近隣のかたからの通告を想定した保護者が、それ以降、家から外出するのが苦痛になったという事例がある。また、真偽はわからないのだが、通告者が虚偽の通告によって相手を陥れようとしたのではないかと疑われた事例もある。ただ、これらのことがあるからと言って、通告制度という虐待されている子どもを救う手段をやめるわけにはいかないというのが、実際のところだ。

通告をめぐって

「通告」ではなく「通報」「連絡」「知らせ」などの言葉に代えて、通告

を住民に呼びかけている行政機関によるポスターなどを見たことがあるが、「通告」の「告」はやはりきつすぎるのだろうか。

虐待の疑いのある家庭についてしかるべきところに知らせる場合には、「相談」「通告」「送致」などの言葉がある。「相談」は相談された側の守秘義務以外には一般用語以上の縛りはかかるないが、「通告」は通告された側に緊急協議及び48時間以内の安全確認と通告者情報の守秘義務が課せられる。「送致」は「児童相談所長送致」「家庭裁判所長送致」「検察官送致」などと同じなのであれば行政機関間の業務の移行だが、虐待の場合、たとえば町の児童福祉係関係課から児童相談所に送致されたとしたら、町は児童相談所にケースを渡したから後は知らないということにはならない。言葉だけで解釈すると以上のようになると思うが、国からは「相談」であっても相談された側は通告と同じように扱うようにとの指導があると聞く。言葉の定義や手続き等の区別に敏感になるよりは、ともかく子どものために動き出せということなのだろうが、それはそのとおりだと思う。ただ、たとえば、「市町村が児童福祉業務の最前線、児童相談所はその後方支援」という大原則を謳いながら、児童相談所の最前線的動きが国によって指導されるなどもあり、その場合はちぐはぐさが目立つので、いつのまにか何かが整理されない方向に変わっているということにならないよう、ちょっとした変化には敏感でいるに越したことはないだろう。

通告者情報についての守秘義務は法律に明示されているが、「通告者が学校の場合にはその条文は該当しない」旨が一部で吹聴されていたことを聞いた。それはもちろん誤りだ。もしかして通告元である学校と通告先とのやりとりのなかで、通告先から言葉の勢いで飛び出したものかもしれない。虐待者として名指しされた保護者から見て通告したのは学校以外にはあり得ない状況で、通告元が通告したという事実を頑として伏せれば、保護者の悪感情は増幅されるかもしれない。その時に、学校が「子どもと保護者の今後の幸せを願って通告した」ことを保護者に対して明確にすることによって、両者間に一時的な緊張は高まってもその後によい影響を与え

ることはあり得る。そのことを通告元と通告先が話し合い、重視し、そのようにすることを合意して実行することはあるだろう。でもそれは、あくまでも実質的なソーシャルワークのよりよき展開を願い、合意で成立することであって、法律に特例が書かれているわけではない。

通告、通告義務に関しては、それによってこれまでと非連続的で強硬な対応が通告先によってなされてしまうのではないかという不安による躊躇がある場合も含めて、子どもに直接関わる最前線でまだ十分に浸透していないかったり、子どもの置かれた状況についての認識が不足していたりするようだ。

要保護児童対策地域協議会の大切さ

「言葉の定義や手続き等の区別に敏感になるよりは、ともかく子どものために動き出せということなのだろう」と、先ほど述べた。なすべきことは「子どもを適切に守ること」なので、守らなければならない子どものことについて、守る業務を担わなければならない人たちがまず知る(認知する)ことが必要だ。相談か通告かもうひとつ境界線の明確でないことで迷うより、個人、組織を超えて、地域として共有することが先決だ。もちろん、その共有の場は外部に向けて守秘義務が徹底されていなければならぬし、内部に向けてはその外へ向けた守秘義務による安心・安全にもとづいて、情報が公開されなければ実のある検討はできない。

要保護児童対策地域協議会(要対協)は児童福祉法で設置が義務づけられている。協議会は三層から成っていて、第一層は各機関や組織の代表者による会議、第二層はその市町村の要保護児童全体について把握し協議する実務者の会議、第三層は個別事例の担当者による個別ケース検討会議だ。その要対協、たしか法に市町村に置くようにとまでは書かれていなかったと思うが、実際は市町村に置かれている。やはり、住民に近いところで個別の要保護児童を把握できる行政単位ということになれば市町村だ。ただ、市町村は平成17年4月から児童相談実施体制を整備しなければならなくな

り、それまで児童相談を行なっていたところはともかく、施設的にも人的にも急遽対応せざるを得なくなったところは大変だったと思う。そして、それから8年がたとうとしている今も人の手当が十分でなく、この要対協の事務局としての運営もままならない自治体があるのではないかと思う。

しかし、要対協は重要だ。ある小学校の教頭先生から「被虐待が疑われている子どもなんですが、校内でちょっと問題を起こしましてね。保護者に連絡しなければならないんですが、どう伝えればいいんでしょうかね。伝えたことによって体罰でもあればと…」と尋ねられた。こういう子どももちゃんと要対協で把握されていて、この一件でわざわざ会議をもつまではしなくとも関係する組織間で協議ができるシステムがあれば、ずいぶんと助かるのではないだろうか。また、先の研修会である中学校の校長先生が、「(川畑)先生がおっしゃる関係機関間の協議の必要性はよくわかります。でも児童相談所のスタッフは忙しすぎて端から見ても気の毒なくらいです。児童相談所のスタッフの増員を切にお願いしたいところです」と発言された。スタッフの増員は必要だとしても、協議の場として要対協が活用できればよいのではないだろうか。

そして、要対協に求められているのは虐待を含む要保護児童事例への理解であり、監視ではなく援助の視点だ。また、関係機関への批判や責任転嫁ではなく、協力・協働だ。要対協のメンバーももちろん生身の人間なので、なかなか怒りや不安、無力感等から自由にはなれないかもしれないし、事例の展開によっては、とげとげした重苦しい雰囲気が協議会の場を覆うこともあるだろう。虐待事例の場合はとくにそうなりやすいところがあるので、どう乗り切るかの知恵がいるように思う。

以上、“間にいる私”として、児童虐待防止活動の入口にあたる通告や協議に関する細部について、研究ノート風に記した。 (了)